

山 監 第 N 3 1 0 4 - 2 0 号

平成 2 7 年 (2015 年) 3 月 3 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

記

平成 2 6 年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(病院局関係)

| 問 題 点   | 改 善 措 置  |
|---|--|
| (1) 就業規程について<br>ア 出勤簿の未整理により、人件費の支出に一部不適切なものがある。事後処理を含め、適切な処理をされたい。 | (1) 就業規程について<br>ア 人件費の支出について、職員の休暇届を確認した結果、一部の休暇届の整理が不十分であったことが判明しましたが、これによる人件費の過誤はありませんでした。<br>出勤簿の管理が適正に行われるよう、休暇届の確認を徹底するとともに、出勤簿の様式を休暇等の取得の状況等がわかりやすいよう改めます。この様式については、平成 2 7 年から使用します。 |

|  |  |
|--|--|
| <p>(2) 契約規程について</p> <p>ア 契約の締結において、委託料等の支払時期の記述が「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に抵触するものがある。当該法律に基づき適切な契約を締結されたい。</p> <p>イ 随意契約の発注予定及び契約の締結状況を法令等により情報公開しなければならないものが公表されていない。関係法令等に基づき適切な処理をされたい。</p>         | <p>(2) 契約規程について</p> <p>ア 支払時期について法律に基づく適正な契約を締結します。</p> <p>イ 随意契約について、関係法令に基づき公表を行います。<br/>なお、今年度については公表を行いました。</p>                      |
| <p>(3) 会計規程について</p> <p>ア 地方公営企業法では支出の例外として認められていないものがある。関係法令等に基づき適切な支出事務の執行に努められたい。</p> <p>イ 不納欠損処分に係る事務手続が不適切である。必要な規程等を整備し、適切な処理をされたい。</p> <p>ウ 旅費の算定に一部誤りがある。事後処理を含め、関係法令等に基づき適切な処理をされたい。</p> | <p>(3) 会計規程について</p> <p>ア 法令等に基づき適切な支出事務を行います。</p> <p>イ 債権管理条例を平成27年度に制定する方向で各部局と協議します。また、条例議決年度に該当する不納欠損処分を行います。</p> <p>ウ 誤りを訂正しました。</p> |
| <p>(4) 資産管理について</p> <p>ア 行政財産使用許可申請に基づく使用料の算定に一部誤りがある。事後処理を含め、関係法令等に基づき適切な処理をされたい。</p>   | <p>(4) 資産管理について</p> <p>ア 誤りを訂正しました。</p>  |